

別紙1

アシュラム(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値※ (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.4
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	● 0.1	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	0.2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	0.2
はくさい	●	0.2
キャベツ	●	0.2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜	●	0.2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	0.2
しゅんぎく	●	0.2

アシユラム(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.2
その他のきく科野菜	●	0.2
たまねぎ	●	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.2
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜	●	0.2
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜	●	0.2
トマト	●	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	●	0.2
その他のなす科野菜	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.2
しろうり	●	0.2
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜	●	0.2
ほうれんそう	● 0.1	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.2
しょうが	●	0.2
未成熟えんどう	●	0.2
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	●	0.2
マッシュルーム	●	0.2
しいたけ	●	0.2
その他のきのこ類	●	0.2
その他の野菜	● 0.1	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの外果皮	●	0.5
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2

アシュラム(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	0.2
その他のオイルシード	● 0.1	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類	●	0.2

アシュラム(つづき)

食品名	残留基準値※	残留基準値※
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	●	0.2
その他のハーブ	○ 0.5	0.2
牛の筋肉	● 0.1	0.1
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.1
牛の脂肪	● 0.1	0.1
豚の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.1
牛の肝臓	● 0.1	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	○ 0.2	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分	○ 0.2	0.1
豚の食用部分	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	● 0.1	0.1

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(除草剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値※	参考
	(改正後) ppm	(改正前) ppm	(残留基準値改正前を代謝物Bに換算) ppm
大豆	○ 0.3	0.3	0.28
小豆類	○ 0.2	0.25	0.23
えんどう	○ 0.2	0.25	0.23
そら豆	○ 0.2	0.25	0.23
らっかせい	○ 0.1	0.1	0.09
その他の豆類	○ 0.2	0.25	0.23
ばれいしょ	○ 0.1	0.1	0.09
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1	0.09
かんしょ	○ 0.1	0.1	0.09
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.1	0.1	0.09
こんにゃくいも	●	0.1	0.09
その他のいも類	●	0.1	0.09
てんさい	○ 0.1	0.1	0.09
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.2	0.1	0.09
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 10	0.3	0.28
かぶ類の根	●	0.1	0.09

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(つづき)

食品名	残留 基準値※ (改正後) ppm	残留 基準値※ (改正前) ppm	参考 (残留基準値 改正前を代謝 物Bに換算) ppm
かぶ類の葉	●	0.3	0.28
西洋わさび	●	0.1	0.09
クレソン	●	0.3	0.28
はくさい	○ 0.3	0.3	0.28
キャベツ	○ 0.3	0.3	0.28
芽キャベツ	○ 0.3	0.3	0.28
ケール	●	0.3	0.28
こまつな	●	0.3	0.28
きょうな	●	0.3	0.28
チンゲンサイ	●	0.3	0.28
カリフラワー	○ 0.05	0.05	0.05
ブロッコリー	●	0.3	0.28
その他のあぶらな科野菜	●	0.3	0.28
ごぼう	●	0.1	0.09
サルシフィー	●	0.1	0.09
アーティチョーク	●	0.3	0.28
チコリ	●	0.3	0.28
エンダイブ	●	0.3	0.28
しゅんぎく	●	0.3	0.28
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.3	0.28
その他のきく科野菜	●	0.3	0.28
たまねぎ	○ 0.05	0.05	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.05	0.05	0.05
にんにく	○ 0.05	0.05	0.05
にら	●	0.3	0.28
アスパラガス	○ 0.3	0.3	0.28
わけぎ	●	0.3	0.28
その他のゆり科野菜	●	0.3	0.28
にんじん	○ 0.1	0.1	0.09
パースニップ	●	0.1	0.09
パセリ	●	0.3	0.28
セロリ	○ 0.3	0.3	0.28
みつば	●	0.3	0.28
その他のせり科野菜	●	0.3	0.28
トマト	○ 0.05	0.05	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.02	0.02	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.02	0.02	0.02
すいか	○ 0.05	0.05	0.05
メロン類果実	○ 0.02	0.02	0.02
まくわうり	●	0.05	0.05
ほうれんそう	○ 0.05	0.05	0.05
たけのこ	●	0.1	0.09
しょうが	●	0.1	0.09

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(つづき)

食品名	残留 基準値※ (改正後) ppm	残留 基準値※ (改正前) ppm	参考 (残留基準値 改正前を代謝 物Bに換算) ppm
未成熟えんどう	○ 0.2	0.25	0.23
未成熟いんげん	○ 0.2	0.25	0.23
えだまめ	○ 0.3	0.25	0.23
その他の野菜	● 0.02	0.3	0.28
りんご	○ 0.05	0.05	0.05
びわ	●	0.05	0.05
もも	○ 0.05	0.05	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.05	0.05
うめ	●	0.05	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.05	0.05
いちご	○ 0.05	0.05	0.05
ラズベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ブラックベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ブルーベリー	○ 0.05	0.05	0.05
クランベリー	○ 0.05	0.05	0.05
ハックルベリー	○ 0.05	0.05	0.05
その他のベリー類果実	○ 0.05	0.05	0.05
ぶどう	○ 0.02	0.02	0.02
キウイ	●	0.05	0.05
パイナップル	○ 0.05	0.05	0.05
なつめやし	●	0.05	0.05
その他の果実	●	0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 0.05	0.05	0.05
べにばなの種子	○ 0.01	0.01	0.01
綿実	○ 0.1	0.1	0.09
なたね	○ 1	1	0.93
その他のオイルシード	○ 0.05	0.05	0.05
その他のスパイス	●	0.3	0.28
その他のハーブ	○ 2	0.3	0.28
牛の筋肉	○ 0.02	0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.05	0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.1	0.09
豚の肝臓	○ 0.1	0.1	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.1	0.09
牛の腎臓	○ 0.1	0.1	0.09
豚の腎臓	○ 0.1	0.1	0.09
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.1	0.09
牛の食用部分	○ 0.1	0.1	0.09
豚の食用部分	○ 0.1	0.1	0.09

キザロホップエチル及びキザロホップPテフリル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm	参考 (残留基準値 改正前を代謝 物Bに換算) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.1	0.09
乳	○ 0.04	0.04	0.04
鶏の筋肉	● 0.02	0.04	0.04
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.04	0.04
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.02	0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02	0.02
魚介類	○ 0.1		

クロルスロン(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.08
豚の筋肉	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	●	0.02
牛の脂肪	●	0.08
豚の脂肪	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.02
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.02
牛の腎臓	●	0.4
豚の腎臓	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.02
牛の食用部分	●	0.1
豚の食用部分	●	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.02
乳	●	2
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きんの筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02

クロルスロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.02
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	●	0.02
魚介類(すずき目魚類に限る。)	●	0.02
魚介類(その他の魚類に限る。)	●	0.02
魚介類(貝類に限る。)	●	0.02
魚介類(甲殻類に限る。)	●	0.02
その他の魚介類	●	0.02
はちみつ	●	0.02

ケトプロフェン(抗炎症薬)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.03	
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	
牛の食用部分	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	
乳	● 0.03	0.05

シモキサニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05
小麦	●	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
大豆	● 0.05	0.1

シモキサニル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
小豆類	● 0.02	0.05
えんどう	○ 0.5	0.05
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.05
その他の豆類	●	0.05
ばれいしょ	○ 2	2
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも(長いもをいう。)	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	○ 19	0.05
はくさい	○ 0.2	0.2
キャベツ	●	0.2
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	0.05
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	○ 0.1	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	○ 19	0.05
しゅんぎく	●	0.05
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 2	2
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	● 0.05	2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	0.05
にんにく	● 0.05	0.1
にら	○ 1	0.05
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05

シモキサニル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
その他のゆり科野菜	● 0.05	0.1
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	○ 19	0.05
セロリ	○ 6	0.05
みつば	●	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	○ 2	2
ピーマン	○ 0.2	0.2
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 0.2	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.1	0.5
しろうり	● 0.05	0.5
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	● 0.04	0.1
その他のうり科野菜	● 0.1	0.5
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	○ 0.5	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.05
その他のきのこ類	●	0.05
その他の野菜	●	0.5
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.05
レモン	●	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.05
グレープフルーツ	●	0.05
ライム	●	0.05
その他のかんきつ類果実	●	0.05
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2

シモキサニル(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	○ 4	0.2
ブラックベリー	○ 4	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハックルベリー	●	0.2
その他のベリー類果実	○ 4	0.2
ぶどう	○ 1	1
かき	●	0.05
バナナ	●	0.05
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.05
アボカド	●	0.05
パイナップル	●	0.05
グアバ	●	0.05
マンゴー	●	0.05
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.2
その他の果実	●	0.2
ひまわりの種子	○ 0.1	0.05
ごまの種子	●	0.05
べにばなの種子	●	0.05
綿実	●	0.05
なたね	●	0.05
その他のオイルシード	●	0.05
ぎんなん	●	0.05
くり	●	0.05
ペカン	●	0.05
アーモンド	●	0.05
くるみ	●	0.05
その他のナッツ類	●	0.05
茶	●	0.05
コーヒー豆	●	0.05
カカオ豆	●	0.05
ホップ	○ 7	2
その他のスパイス	● 0.1	0.5
その他のハーブ	○ 19	0.5
乳	●	0.05

セダキサン(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
小麦	○ 0.01	
大麦	○ 0.01	
ライ麦	○ 0.01	
その他の穀類	○ 0.01	
大豆	○ 0.01	
ばれいしょ	○ 0.02	
なたね	○ 0.01	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.01	
豚の脂肪	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.01	
牛の肝臓	○ 0.01	
豚の肝臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.01	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.01	
豚の食用部分	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.01	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	

テフルベンズロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 0.05	0.05
大麦	○ 0.05	0.05

テフルベンズロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
ライ麦	○ 0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類	○ 0.05	0.05
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	○ 0.1	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1
てんさい	○ 0.5	0.5
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 1	1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	1
はくさい	○ 0.5	0.5
キャベツ	○ 0.5	0.5
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ケール	●	1
こまつな	●	1
きょうな	●	1
チンゲンサイ	○ 1	1
カリフラワー	○ 0.05	0.05
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜	○ 1	1
ごぼう	○ 0.1	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	1
チコリ	●	1
エンダイブ	●	1
しゅんぎく	●	1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 1	1
その他のきく科野菜	○ 5	1
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 1	1

テフルベンズロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
にんにく	●	0.02
にら	●	1
アスパラガス	○ 1	1
わけぎ	●	1
その他のゆり科野菜	●	1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	1
セロリ	●	1
みつば	●	1
その他のせり科野菜	●	1
トマト	○ 0.5	0.5
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜	● 0.2	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.2	0.2
しろり	●	0.5
すいか	●	0.1
メロン類果実	○ 0.2	0.2
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	○ 0.2	0.2
ほうれんそう	○ 5	5
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.02
しょうが	● 0.05	0.1
未成熟えんどう	● 3	5
未成熟いんげん	●	1
えだまめ	○ 1	1
マッシュルーム	○ 0.2	0.2
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	1
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 1	1
レモン	○ 1	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	1
グレープフルーツ	○ 1	1
ライム	○ 1	1
その他のかんきつ類果実	○ 1	1
りんご	○ 1	0.5
日本なし	○ 1	0.5
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	0.5

テフルベンズロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
びわ	●	1
もも	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.3	0.3
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 0.3	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.3	0.3
いちご	○ 1	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	○ 1	1
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	1
その他の果実	●	1
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	○ 20	20
コーヒー豆	○ 0.5	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	○ 5	1
その他のハーブ	●	1

テフルベンズロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
魚介類(さけ目魚類に限る。)	●	0.5

トリクラベンダゾール(内部寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.3	0.20
豚の筋肉	●	0.5
羊の筋肉	△	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の筋肉	△	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.2	△
牛の脂肪	○ 0.1	0.10
豚の脂肪	●	1
羊の脂肪	△	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の脂肪	△	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	△
牛の肝臓	○ 0.9	0.30
豚の肝臓	●	2
羊の肝臓	△	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の肝臓	△	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.3	△
牛の腎臓	○ 0.4	0.30
豚の腎臓	●	1
羊の腎臓	△	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の腎臓	△	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	△
牛の食用部分	○ 0.9	0.3
豚の食用部分	●	1
羊の食用部分	△	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)の食用部分	△	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.3	△

トルプロカルブ(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	
魚介類	○ 1	

フェノチオカルブ(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
すいか	●	0.5
メロン類果実	●	0.5
まくわうり	●	0.5
みかん	○ 0.5	0.5
なつみかんの外果皮	●	20
なつみかんの果実全体	●	0.5
レモン	●	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.5
グレープフルーツ	●	0.5
ライム	●	0.5
その他のかんきつ類果実	●	0.5
りんご	●	0.5
日本なし	●	0.5
西洋なし	●	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.5
もも	●	0.5
ネクタリン	●	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.5
すもも(プルーンを含む。)	●	0.5
うめ	●	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.5
いちご	●	0.5
ラズベリー	●	0.5
ブラックベリー	●	0.5
ブルーベリー	●	0.5
クランベリー	●	0.5
ハックルベリー	●	0.5
その他のベリー類果実	●	0.5
ぶどう	●	0.5
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.5
その他の果実	●	0.5
ひまわりの種子	●	0.5
ごまの種子	●	0.5
べにばなの種子	●	0.5

フェノチオカルブ(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
綿実	●	0.5
なたね	●	0.5
その他のオイルシード	●	0.5
ぎんなん	●	0.5
くり	●	0.5
ペカン	●	0.5
アーモンド	●	0.5
くるみ	●	0.5
その他のナッツ類	●	0.5
その他のスパイス	○ 20	0.5

フルチアセットメチル(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	● 0.05	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類	●	0.1
大豆	○	0.01

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)(植物生長調整剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにゃくいも	●	0.02
その他のいも類	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.5
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.5
その他のきく科野菜	●	0.5
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.5
にんにく	●	0.02
にら	●	0.5
アスパラガス	● 0.3	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜	●	0.5
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.02

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	● 0.05	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	● 0.02	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類	●	0.02
その他の野菜	●	0.5
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実	●	0.02
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1

ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう。)(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
その他のベリー類果実	●	0.1
ぶどう	● 0.02	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.02
なたね	●	0.02
その他のオイルシード	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類	●	0.02
茶	●	0.02
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス	● 0.2	0.5
その他のハーブ	●	0.5

ホサロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
えんどう	●	1
ばれいしょ	● 0.05	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも(長いものをいう。)	●	0.1
こんにやくいも	●	0.1
その他のいも類	●	0.1

ホサロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
てんさい	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.5
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.5
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜	●	0.5
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.5
その他のきく科野菜	●	0.5
たまねぎ	●	0.5
ねぎ (リーキを含む。)	●	0.5
にんにく	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜	●	0.5
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	0.5
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜	●	0.5
トマト	●	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	●	0.5
その他のなす科野菜	●	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 2	0.5
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	○ 0.1	0.1

ホサロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
メロン類果実	● 0.05	1
まくわうり	●	1
その他のうり科野菜	●	0.5
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	●	0.5
未成熟いんげん	●	0.5
えだまめ	●	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	●	0.5
みかん	●	1
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実	●	1
りんご	●	2
日本なし	● 0.7	2
西洋なし	● 0.7	2
マルメロ	○ 2	2
びわ	●	2
もも	●	2
ネクタリン	○ 2	2
あんず (アプリコットを含む。)	○ 2	2
すもも (プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 2	2
おうとう (チェリーを含む。)	○ 2	2
いちご	●	1
ラズベリー	●	1
ブラックベリー	●	1
ブルーベリー	●	1
クランベリー	●	1
ハックルベリー	●	1
その他のベリー類果実	●	1
ぶどう	●	1
かき	●	1
バナナ	●	1
キウイ	●	1
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1

ホサロン(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
グアバ	●	1
マンゴー	●	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	1
その他の果実	●	1
ひまわりの種子	●	1
ごまの種子	●	1
べにばなの種子	●	1
綿実	●	1
なたね	●	1
その他のオイルシード	●	1
ぎんなん	●	1
くり	●	1
ペカン	●	1
アーモンド	○ 0.1	0.1
くるみ	○ 0.05	0.05
その他のナッツ類	○ 0.05	0.05
茶	○ 15	2
その他のスパイス(種子、果実、根及び根茎を除く。)	●	1
その他のハーブ	●	0.5
乾燥させたその他のスパイス(果実に限る。)	○ 2	2
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	○ 2	2
乾燥させたその他のスパイス(根又は根茎に限る。)	○ 3	3

メソトリオン(除草剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.01	0.01
とうもろこし	○ 0.01	0.01
その他の穀類	○ 0.01	0.01
大豆	○ 0.03	
さとうきび	○ 0.01	0.01
アスパラガス	○ 0.01	0.01
オクラ	○ 0.01	0.01
ラズベリー	○ 0.01	0.01
ブラックベリー	○ 0.01	0.01
ブルーベリー	○ 0.01	0.01
クランベリー	○ 0.01	0.01
その他のベリー類果実	○ 0.01	0.01
その他のオイルシード	○ 0.01	0.01
その他のハーブ	○ 0.01	0.01

メコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
小麦	○ 1	1
大麦	○ 5	5
ライ麦	○ 5	5
とうもろこし	○ 0.02	0.02
その他の穀類	○ 5	5
大豆	○ 0.05	0.05
小豆類	○ 0.2	0.2
えんどう	○ 0.2	0.2
そら豆	○ 0.2	0.2
らっかせい	○ 0.04	0.04
その他の豆類	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.04	0.04
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.04	0.04
かんしょ	○ 0.04	0.04
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.04	0.04
その他のいも類	○ 0.04	0.04
てんさい	○ 0.07	0.07
たまねぎ	○ 0.1	
しょうが	○ 0.04	0.04
みかん	○ 0.1	0.1
なつみかんの果実全体	○ 0.2	0.2
レモン	○ 0.3	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 0.3	0.3
グレープフルーツ	○ 0.3	0.3
ライム	○ 0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	○ 0.3	0.3
ネクタリン	○ 0.2	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 0.2	0.2
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.2	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○ 0.2	0.2
ブルーベリー	○ 0.4	0.4
クランベリー	○ 0.4	0.4
ハuckleベリー	○ 0.4	0.4
その他のベリー類果実	○ 0.4	0.4
バナナ	○ 0.1	0.1
マンゴー	○ 0.5	0.5
ごまの種子	○ 0.08	0.08
なたね	○ 0.08	0.08
その他のオイルシード	○ 0.08	0.08
くり	○ 0.04	0.04
ペカン	○ 0.04	0.04
アーモンド	○ 0.04	0.04
くるみ	○ 0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	0.04

メコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値※ (改正前) ppm
その他のスパイス	○ 3	3

脚注

※○：平成27年 9月18日適用

●：平成28年 3月18日適用

- 残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- 今回基準値を設定するキザロホップエチル及びキザロホップPテフリルとは、農産物及び畜産物にあつては、キザロホップエチルを代謝物B【2-[4-(6-クロロキノキサリン-2-イルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】に換算したもの、キザロホップPテフリルを代謝物Bに換算したものの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和とし、魚介類にあつては、キザロホップエチルを代謝物Bに換算したもの、代謝物B及び加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を代謝物Bに換算したものの和をいうこと。ただし、キザロホップエチルにはキザロホップPエチルが含まれ、代謝物BにはキザロホップPが含まれるものとする。ただし、プロパキザホップが検出された場合など、代謝物Bの残留がプロパキザホップの使用によることが明らかな場合には、プロパキザホップに定められた規格基準を適用することとし、キザロホップエチル及びキザロホップPテフリルに係る規格基準によらないこと。
- 今回基準値を設定するクロルスロンにあつては、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である物質として規定することから、全ての食品において本剤を含有するものであつてはならないこと。
- 今回基準値を設定するセダキサンとは、セダキサン(*cis*体)及びセダキサン(*trans*体)の和をいうこと。
- 今回基準値を設定するトリクラベンダゾールとは、トリクラベンダゾール及び酸性条件下でケトトリクラベンダゾール【5-クロロ-6-(2,3-ジクロロフェノキシ)-1,3-ジヒドロ-2*H*-ベンズイミダゾール-2-オン】に変換される代謝物をトリクラベンダゾールに換算したものの和をいうこと。
- 羊及びその他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)に設定されているトリクラベンダゾールの基準値については、これらの基準を統合して「その他の陸棲哺乳類に属する動物」として基準値を設定すること。
- 今回基準値を設定するメコナゾールとは、メコナゾール(*cis*体)及びメコナゾール(*trans*体)の和をいうこと。